平成２５年（フ）第４３号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町35番１号　セジュール苑101号
債務者　上原　辰明
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
鹿児島県出水市住吉町13番17号、前住所鹿児島県出水市高尾野町唐笠木2201番地３
債務者　小川　春美
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
鹿児島県薩摩川内市里町里3311番地
債務者　西川　憲彦
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第４６２号
京都市伏見区竹田段川原町261番地　ボナセーラ竹田403号室
債務者　北澤　圭祐
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５３７号
京都市山科区厨子奥苗代元町10番地37、住民票上の住所京都市山科区厨子奥苗代元町16番地４　アーバンユニピアＤ棟101号
債務者　赤坂亜由美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５９０号
京都市山科区勧修寺西金ケ崎257番地　ハウスオブローゼⅢ201号室
債務者　上野山愛弥（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６０７号
京都府久世郡久御山町林北畑105　24棟406号、住民票上の住所京都府宇治市槇島町月夜６番地の１　朝日プラザ宇治735号
債務者　河口　雅和
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
大分県別府市大字鶴見字前田1725番地　自立訓練事業所黎明荘、住民票上の住所大分県由布市庄内町阿蘇野802番地
債務者　田仲　浩一
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６９号
宮崎県延岡市川原崎町2035番地
債務者　黒木　英子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１３号
沖縄県石垣市字新川362番地１　川花アパート108
債務者　長山　琴美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第４６号
宮城県遠田郡美里町青生字新鳴瀬28番地
債務者　白鳥　　洋
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
宮城県大崎市古川駅東３丁目１番40号、従前の住所宮城県大崎市古川金五輪２丁目７番55号
債務者　黒丸　　栄
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
兵庫県淡路市河内199番地
債務者　茶木　幸男
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第４０号
広島県呉市焼山桜ケ丘２丁目７番２号
債務者　田之上　剛
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第８８号
徳島県徳島市八万町弐丈74番地５、旧住所徳島県三好郡東みよし町加茂1498番地
債務者　萩原　栄治
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７４３号
愛知県春日井市松河戸町2037番地、従前の住所愛知県春日井市中切町１丁目６番地２
債務者　サリサリ・メディア・システムこと　今川　治信
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４７号
神戸市東灘区本山中町３丁目４番20号　アルカサル202号
債務者　濱田　麗華
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部